

判決年月日	平成 2 6 年 4 月 2 3 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成25年(ネ)10080号		
○ 風景の映像動画である著作物に関し、その利用方法等について包括的な利用許諾がされたと認められた事例 ○ 契約の合理的解釈として、解約条項に基づく解約の効果を制限した事例			

(関連条文) 著作権法63条

本件は、本訴として、本件契約により被控訴人から山野草の映像動画の製作（録音録画）を依頼された控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人がこの映像動画に基づき制作した本件作品中に、控訴人から被控訴人に対して別企画の作品サンプルとして提供していた風景の映像動画が無断で使用されているとして（ただし、一部について利用許諾があった限度においては、許諾の事実は当事者間に争いがなかった。）、同映像動画の著作権侵害に基づいて損害賠償金の支払等を求めたところ、反訴として、被控訴人が、控訴人に対し、控訴人が他社サイトで販売した山野草の映像動画中に、本件契約により被控訴人に著作権が帰属した山野草の映像動画が無断で使用されているとして、同映像動画の著作権の確認等と、本件契約の解除に基づいて、本件契約により被控訴人から控訴人に支払われた報酬金の返還等を求めた事案である。なお、被控訴人が、本件契約に基づいて取得した著作権を保有しつつ、本件契約の解除に基づいて既払金の返還を求めることができるとするのは、本件契約の解約条項にそのような定めがあるためである。

原判決（東京地判平25・8・29〔平成24年（ワ）第32409号、平成25年（ワ）第5163号〕）は、本訴について、被控訴人の著作権侵害を認めて被控訴人に対して23万5935円の損害賠償金の支払等を命じ、反訴について、被控訴人の著作権取得と本件契約の解除を認め、著作権を確認するとともに控訴人に対して既払金153万6465円の支払等を命じた。

本判決は、本訴について、当事者双方の交渉状況等の事実経過からみて、サンプル品からその利用が被控訴人に許諾された風景の映像動画の点数には、特に限定はなかったものと認め、控訴人の本訴損害賠償請求を棄却した。また、本判決は、反訴について、反訴著作権確認請求を認容したものの、反訴既払金返還請求については、本件契約の解除の効力は認められるものの、その効果を定める本件契約の解約条項は、契約の合理的解釈の観点からみて、その効果をそのまま認めてもよい場合が限定されており、本件事実関係の下においては、被控訴人に著作権の保有を認める条項の適用はあるが、被控訴人に既払金の返還を認める条項の適用はないと判断した。

そこで、本判決は、被控訴人の著作権の確認等を求める請求について原審の判断は維持したものの、その余の控訴人及び被控訴人の請求をいずれも理由がないとして、原判決を取り消して、同部分の請求をいずれも棄却した。